

チャレンジ都市阿南創造事業補助金

阿南市では、SDGsの実現及びESG経営に関係する新たな商品・サービスの開発等、先導的なビジネス展開により新規創業又は事業再構築を計画されている起業家や事業者を対象に、その創業等にかかる経費の一部を選考の上、補助します。

対象者

- ◆ 令和6年4月1日から令和7年2月28日までの間に阿南市内において新規創業又は事業再構築を行う個人又は法人
 - ◆ 個人 → 阿南市内に住所を有する者（事業開始日までに阿南市内に転入する者を含む。）
 - ◆ 法人 → 阿南市内に本店又は主たる事務所を有する法人
- ※以上のほか、公募要領に記載の条件を満たす必要有

対象事業

- ◆ SDGsの実現及びESG経営に関する事業
 - ◆ 地域社会及び地域経済の活性化につながる事業
 - ◆ 事業計画に妥当性があり、事業の継続性と将来的な成長性が期待できる事業
 - ◆ 補助金の対象となる経費の総額が100万円以上の事業
- ※以上の要件をすべて満たす必要有

補助金額及び採択予定件数

- ◆ 補助対象経費の2分の1以内、上限額は150万円
- ◆ 採択予定件数 → 新規創業、事業再構築併せて10件

補助金の対象期間

- ◆ 交付決定日（令和6年7月下旬を予定）～令和7年2月28日
- ※この期間外に要した経費は補助対象外

選考

- ◆ 有識者による検討委員会により委員の意見を聴取し、採択・不採択を決定

選考基準

- ◆ 事業内容（事業実施体制、コンセプト、プロセス、収益性、継続性、資金調達ほか）
- ◆ 地域課題の解決及び地域経済の活性化につながる事業であるか
- ◆ 事業内容とSDGs及びESG経営との整合性、適合性、貢献性

受付期間

- ◆ 令和6年5月1日(水)～同年6月14日(金) 午後5時必着

※公募要領、申請書類等、詳しくは市ホームページをご覧ください

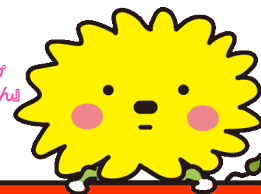


「お問い合わせ先」

阿南市 企画部 ふるさと未来課
〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3
電話 0884-22-7404 E-mail: sien@anan.i-tokushima.jp

裏面もご覧ください

阿南市イメージアップ
キャラクター『あななん』

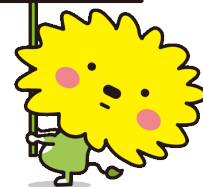


最大補助金額

150万円

補助対象経費の1/2以内

事業実績を審査の上、次年度に最大50万円の追加補助も検討しています！



スケジュール

令和6年									令和7年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	受付期間 5/1~6/14	審査 検討委員会 7月中旬	補助事業期間（イニシャルコスト分補助金の対象期間） 交付決定日（7月下旬を予定）～R7/2/28 ※この期間外に要した経費は補助対象外								
補助事業のフォローアップ									交付決定日～		
【新規創業】 個人：開業届、法人：法人設立登記 事業を開始 【事業再構築】 新事業又は新分野で事業を開始 R6/4/1～R7/2/28											事業実施

※実績報告書は、遅くとも令和7年2月28日までに提出する必要があります。

補助金の対象経費

項目	補助対象経費	補助対象外経費
設備費・備品購入費	事務所等の外装及び内装工事、上下水道改修等（建物の増改築に該当しないものに限る。）、本補助事業で使用する機械装置・通信機器・工具等の備品、本補助事業のみで利用する特定業務用ソフトウェア等	住居の用に供する部分に係る工事費、不動産の購入費、車両購入費、年間あるいは複数年契約のライセンス使用料のうち事業期間外に相当する費用等
法人登記に要する経費	法人設立に伴う司法書士・行政書士等に支払う申請書類作成費用等	会社設立登記・廃業登記・登記事項変更等に係る登録免許税、定款認証料及び収入印紙代、その他公的機関における各種証明類取得費用等
土地・建物の賃借費	事業所の借入れに要する経費（補助対象期間内の賃貸借契約上の月額賃借料。住居兼事業所については事業所専有部分に係るもののみ。）	事業所の賃貸借契約に係る敷金・礼金・保証金等、火災保険料及び地震保険料、本人又は三親等以内の親族が所有する不動産に係る借入費等
知的財産登録に要する経費	本補助事業と密接に関係し、その実施にあたり必要となる特許権等（実用新案、意匠、商標を含む。）の取得に要する弁理士費用（国内弁理士及び外国現地代理人の事務手数料）、外国特許出願のための翻訳料、外国の特許庁に納付する出願手数料、先行技術の調査に係る費用、国際調査手数料、国際予備審査手数料等 ※補助対象事業完了までに出願手続き及び費用の支払いが完了していること。 ※知的財産権等関連経費を補助対象とする場合には補助事業者に権利が帰属することを条件とする。 ※補助対象経費の総額（税抜）の3分の1を上限とする。	他者からの知的財産権等の買取り費用、日本の特許庁に納付される出願手数料（出願料、審査請求料、特許料等）、拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行う場合に要する経費、国際調査手数料・国際予備審査手数料において日本の特許庁に納付される手数料等
マーケティングに要する経費	市場・競争環境の調査又はマーケティング戦略（製品、価格、流通、プロモーション戦略等）構築の助言を外部専門家へ依頼する経費、販路開拓に係る広告宣伝費・パンフレット印刷費・展示会出展費用、宣伝に必要な派遣・役員等の契約による外部人材の費用等 ※市場調査を委託した場合は結果をまとめた成果物（報告書等）が必要。	切手の購入、記念品の購入等
技術指導受入れに要する経費	専門家等から本補助事業に係るコンサルティングやアドバイスを受ける経費等	専門家等が補助事業者の役員の3親等以内の親族である場合の経費等
その他	市長が必要と認める経費	